◎国会法等の一部を改正する法律

(平成二六年六月二七日法律第八六号) (衆

一、**提案理由** (員会 一、**提案理由** (平成二六年六月一○日・衆議院議院運営委)

○中谷(元)議員 ただいま議題となりました国会法等の一部を ○中谷(元)議員 ただいま議題となりました国会法等の一部を 国会におけるその保護に関する方策について定めるものであり 期十条の規定に基づく検討を踏まえ、特定秘密の提供を受ける 則十条の規定に基づく検討を踏まえ、特定秘密の提供を受ける 国会におけるその保護に関する方策について定めるものであり ます。

第一に、各議院にそれぞれ、情報監視審査会を設置することまず、国会法等の一部を改正する法律案についてであります。次に、改正の内容について、順次御説明いたします。まず、国会法等の一部を改正するところにあります。

であります。

第二に、情報監視審査会の任務及び権限でありまして、大き

く二つあります。

でおります。 一つは、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を をした場合、情報監視審査会は、行政機関の長に対し、勧 当該運用について改善すべき旨の勧告をすることであります。 監視し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、 監視し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、 を可能果とられた措置について報告を求めることができるとし でおります。

秘密を提出すべき旨の勧告をすることであります。 ときは、行政機関の長に対して、当該委員会等に対して特定関の長が応じないことについての審査をし、必要があると認め受けて、当該委員会等に対する特定秘密の提出の求めに行政機

課すことを定めております。は、そのうち、情報監視審査会の事務を行う職員に適性評価をざまな保護措置を講じることとしておりますが、この法律案でざまな保護措置を講じることとしておりますが、この法律案で提出された特定秘密が万に一つも漏れることがないよう、さま第三に、国会における保護措置についてであります。国会に

なお、法律案については、特定秘密の保護に関する法律の施.....(略)......

それぞれ、それにあわせて施行するものとしております。行の日から施行することとし、規則案及び規程案については、

の内容であります。 以上が、この法律案、規則案及び規程案の提案の理由及びそ

お願いを申し上げます。(何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同してくださいますよう)

二、衆議院議院運営委員長報告(平成二六年六月一三日)

ます。 ○逢沢一郎君 ただいま議題となりました各案につきまして、

ける特定秘密の保護措置を定めようとするものであります。く検討を踏まえ、各議院に情報監視審査会を設置するとともに、体討を踏まえ、各議院に情報監視審査会を設置するとともに、まず、町村信孝君外二名提出の国会法等の一部を改正する法まず、町村信孝君外二名提出の国会法等の一部を改正する法

見聴取を行い、さらに森国務大臣の出席を求め慎重審議を行い、取した後、翌十一日に質疑に入り、十二日には、参考人から意提出者中谷元君及び大島敦君からそれぞれ提案理由の説明を聴各案は、去る六月十日にそれぞれ本委員会に付託され、同日

国会法等の一部を改正する法律

同日質疑を終局いたしました。

.....(略).....

本いで、各案及び両修正案を一括して討論を行い、順次採決を行った結果、まず、大島敦君外四名提出の国会法の一部を改正する法律案については、賛成多数をもって否決すべきものと決しました。次に、町村信孝君外二名提出の衆決すべきものと決しました。次に、町村信孝君外二名提出の衆決すべきものと決しました。次に、町村信孝君外二名提出の衆決すべきものと決しました。次に、町村信孝君外二名提出の衆決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院議院運営委員長報告(平成二六年六月二〇日)

○岩城光英君 ただいま議題となりました国会法等改正案外二(○岩城光英君 ただいま議題となりました国会法等改正案外二

に、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会づく検討を踏まえ、各議院に情報監視審査会を設置するとともるもので、特定秘密の保護に関する法律附則第十条の規定に基まず、国会法等の一部を改正する法律案は、衆議院提出に係

三九

疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。 及び参議院情報監視審査会規程案について長谷川岳君からそれ 及び参議院情報監視審査会規程案について長谷川岳君からそれ 及び参議院情報監視審査会規程案について長谷川岳君からそれ を員会におきましては、三案を一括して議題とし、国会法等

三案に対する質疑を終局し、討論を省略して、直ちに採決に三案に対する質疑を終局し、討論を省略して、直ちに採決に三案に対する質疑を終局し、討論を省略して、直ちに採決に